

次世代育成支援対策推進法「一般事業主行動計画」

社員が仕事と子育てを両立させ、働きがいを持って個々人の能力を十分に発揮できるようにするため、社員全員が働きやすい環境の整備に向けた行動計画を次のとおり策定する。

1. 計画期間 2016年8月1日 ～ 2019年3月31日までの2年8ヶ月間

2. 内容

目標1 男女を問わず、仕事と子育てを両立しやすい環境整備を行い、計画期間内に男性社員の育児休業取得実績を1人以上つくる。

<対 策>

- ・2016年8月～ ・男性社員の育児休業取得を促進するため、社内ホームページ等を利用して、社員への育児休業に関する制度の周知、および活用を促す。

目標2 社員のワークライフバランスの実現に向けた意識醸成と環境整備を行う。

<対 策>

- ・2016年 8月～ ・以下の取組みを継続することで、長時間勤務の抑制を行うとともに、限りある時間の中で効率的に働く意識を高める。
  - (1) 水曜日、金曜日の早帰り日や、ゆとりWeekの設定
  - (2) 年次有給休暇取得の促進
- ・職場単位でゆとり創造について話し合う機会を設け、ワークライフバランスに対する意識を高める。
- ・2018年10月～ ・在宅勤務制度を導入する。

以上